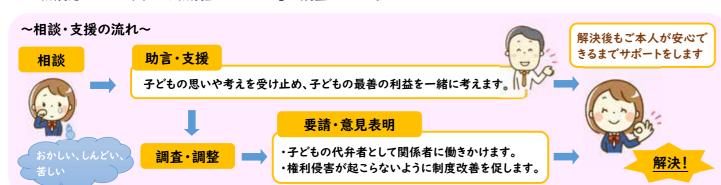


子どもの権利救済の仕組み

子どもが抱える悩みを解決するために、「子どもオンブズマン(子どもの権利救済委員)」がいます。

相談窓口として、子ども相談室「ポカコロ」を設置しました。



子ども相談室

ホームページ



どんなことでも相談できます。

相談の秘密は守られます。「こんなこと相談して大丈夫かな」と迷わずいつでも相談してください。

相談時間

月曜日から土曜日 午前 || 時から午後7時まで (日曜日・祝日、年末年始はお休み)

相談方法

電話・メール・手紙・会って相談ができます。 相談は無料です。

(原則、18歳未満の子どものことなら、 まわりの大人も相談できます。)

教育センター 分室3階 ゎ せ だ どお (早稲田通り) 新庁舎 早稲田通り■ しき もりこうえん 四季の森公園 5月6日まで

電話 ===

0120-463-931(よりそう きゅうさい)

通話料はかかりません。

携帯電話・公衆電話からも無料でかけられます。

メール

メール相談フォーム



ひとりで悩まず 伝えてください

kodomo-sodan@city.tokyo-nakano.lg.jp

手紙

切手のいらない専用用紙もあります

〒165-0027 中野区野方 1-35-3 教育センター分室3階 子ども相談室 あて

「中野区子どもの権利に関する条例」について くわしくはこちら ▶



東京経済大学・野村武司教授と学生にこのリーフレット案を考えていただきました。

2024年3月 発行 中野区子ども教育部 子ども・教育政策課

「中野区子どもの権利に関する条例」 できました!!

— 2022年4月スタート —

子どもの権利に関する 条例とはなんでしょうか



だんごーずがこの条例 のポイントを解説してい るので、ひとつずつ見て いきましょう!

中野区子ども相談室「ポカコロ」 マスコットキャラクター「だんごーず」

こんな思いが 込められています

> 子どもは、権利の主体であり、一人の人間としてその尊厳が尊重さ れ、その権利が保障されます。全ての人は、生まれながらにして幸せ に生きるための権利を持っています。この権利は、子どもであることを 理由に侵害されることがあってはなりません。

> 私たちは、子どもをパートナーとして、まち全体で子どもの成長を 支え、子どもの権利を保障する、子どもにやさしいまち中野をつくって いきます。 ~中野区子どもの権利に関する条例の前文より~







みんなで守ろう子どもの権利 ~人と人とがつながり、未来ある子どもの育ちを地域全体で支えるまちを目指して~

なぜ「中野区子どもの権利に関する条例」を制定したのか?

全ての子どもが幸せに生きていけるよう、子どもの権利を保障するためです。

- ◆ 日本における「子どもの権利条約」の批准(1994年) 1989年に国際連合で採択された子どもの権利を守るための国際的な約束
- ◆ 子ども・若者育成支援推進法の制定(2009年) 児童福祉法の改正(2016年) 子どもの権利保障や支援は、子どもの権利条約にのっとることが明記

貧困、虐待、犯罪などにより、子どもの権利は脅かされやすく、 大人の状況に左右されやすいものです。このような背景から、子ど もの権利を守り、等しく保障する社会づくりが求められています。

この条例を作り上げるまでには、子どもから大人までの幅広い 年代の方々が関わり、その意見がしっかりと反映されています。



意見交換会

パブリック・コメント

条例制定!

この条例の目的は?

子どもにやさしいまちづくりを推進することです。

子どもにやさしいまちは、全ての人にやさしいまちです。 区に関わる全ての人が子どもの権利の尊重の理念を持ち、

それぞれの生活や活動に生かすことにより、子どもの権利を保障 することが大切です。

そして、子どもにやさしいまちづくりを推進する上で欠かせない ことは、基本理念を実現するための仕組みです。

これらの基本理念を実現するために、 中野区のみなさんに知ってほしいことが 大きく4つあります。

一緒に見ていきましょう!

3

この条例の基本理念は?



子どもの権利に対する中野区の基本的な考え方です。

命が守られ、心身や尊厳 が傷つけられることなく、 愛情と理解を

子どもにとって最も善いこと は何かを第一に考える







もって育まれる

意見や考え、思いを 表明でき、それらが 尊重される

一人ひとりの個性が尊重され、 だれ一人取り残されることなく 権利が保障される



手続き

子どもの権利を保障する5つの役割

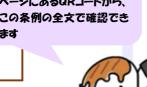
あらゆる場面で子どもの権利を保障します。

子どもの権利は、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する 権利」※として説明されます。そこで、中野区では次のもの等をこの条例で 定めました(第9条)。

子どもの権利の保障

- ◆ 自分の意見等を表明し、それが尊重されること。
- ◆ 学び、休み、および遊ぶこと。 そのために必要な環境が整えられること。
- ◆ 失敗をしてもやり直せること。 そのために必要な環境が整えられること。
- ◆ 子どもであることを理由に不当なあつかい を受けないこと。

こちらで紹介しきれなかった 他の項目については、最後の ページにあるQRコードから、 この条例の全文で確認でき





それぞれの役割を明確化することで、子どもの権利が守られるようになります。

- 家庭 -

子どもが家庭的な環境のもと で愛情を受けて育つことが できるよう努める

- 区民 -

子どもがすこやかに育ち、安心して 過ごすことができるよう、地域社会 全体で子どもを見守り、 支援するよう努める

子どもをパートナーとし て、子どもにやさしいまち づくりを推進する



学校などは、その活動に おいて子どもの権利を保障 するため、区および区民と 協力するよう努める

- 育ち学ぶ施設・団体 -

地域の事業者

事業が子どもの権利の侵害に つながることのないよう適切な 気配りを行うよう努める

知ってほしい

こんな取組を行っていきます

この条例の実現を図っていきます。

④はこちら

中野区では

- ◆ 体罰、虐待等の防止
- ◆ 貧困の防止
- ◆ 条例や子どもの権利に関する啓発
- ◆ 子どもが意見等を表明し、参加できる機会の確保
- ◆ 子ども会議の開催
- ◆ 子どもたちの居場所づくり

などに取り組んでいきます。









